

令和 8 年度
保育所入所募集のしおり



涌谷町 子育て支援課

〒987-0121 涌谷町涌谷字中江南 278 番地

T E L : 0229-25-7906

F A X : 0229-43-5717

【保育施設とは】

保護者が就労や、病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育施設に入所するためには、町から保育の必要性について、保育の認定を受けることが必要となります。

【入所できる児童】

- ・お子さんが浦谷町に住民登録していて、「保育の必要性な事由」に該当する場合です。

【支給認定の種類】

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって認定が3つに区分されており、保育施設を利用するには2号認定または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対 象
1号認定	満3歳以上で幼稚園での教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合

※ 1号認定で、認定こども園こどもの丘をご希望の方は直接施設にお申し込みください。



【保育の必要とする要件】

保育の必要性（２号・３号）を受けるには、以下に該当することが要件となります。

保育の必要性 の事由	内容	必要書類
①就労	・ １ヵ月に４８時間以上就労している場合 （自営業、農業、内職等を含みます）	就労証明書、 確定申告書控えの写し、業 務委託契約書の写しまたは 事業開始届の写し
②妊娠・出産	・ 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困 難な場合 ※認定期間は、出産予定日の８週前（多胎児の場合 は１４週前）の日が属する月の初日から、出産予定日 から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月 の末日までとなります。なお、出産日が出産予定日 より遅れた場合については、認定期間を調整します ので、個別にご相談ください。	母子手帳の写し
③疾病・障害	・ 入院、通院、自宅療養、障害などで保育が困難 の場合	障害者手帳または医療機関 の診断書の写し（２ヶ月以 内に発行されたもの）
④介護・看護	・ 同居または長期入院等している親族を常に介 護、看護している場合	身体障害者手帳、療育手 帳、精神障害者保健福祉手 帳、 医療機関の診断書（２ヵ月 以内に発行されたもの）等 の写し 介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧	・ 火災、風水害、震災等の災害に遭い、自己の家 屋や生業等の復旧に当たっている場合	り災証明書
⑥求職活動	・ 求職活動中である場合（起業準備含む） ※入所後３ヵ月以内に就労できない場合はその月末 をもって退所となります。	ハローワークカード、雇用 保険受給資格者証、就労幹 旋期間登録画面等、求職活 動中であることが客観的に わかるものの写し
⑦就学	・ 月６４時間以上の就学をしている場合 （学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）	在籍証明等、学校に在籍し ていることが分かる書類、 就学時間が分かる書類
⑧育児休業取得等		就労証明書（必ず育児休業 期間が記載してあること）
⑨その他、上記に類するものとして町長が認める状態にある		申立書、その他必要な書類

※ ①就労について・・・祖父母と同居（世帯分離含む）している場合は、祖父母の書類も必要です。

※ 次の（１）～（３）に該当する世帯は、それぞれ記載されているものも提出してください。

- （１）児童または世帯員が各障害者手帳をお持ちの場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の写し
- （２）特別児童扶養手当を受給している場合は、特別児童扶養手当受給者証の写し
- （３）ひとり親家庭の場合は、児童扶養手当証書の写し、ひとり親世帯と分かる書類

【保育時間の区分】

保育時間の区分には「保育標準時間認定（最大で 11 時間）」と「保育短時間認定（最大で 8 時間）」の 2 種類があり、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。2 号・3 号認定を受けた後は、各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等を考慮し、利用可能な保育時間を決定します。

＜保育標準時間例＞

7:00~18:00 保育標準時間（最大 11 時間）	18:00 ～ 19:00 延長保育 (有料)
--------------------------------	-------------------------------------

＜保育短時間例＞

7:00~8:00 延長保育(有料)	8:00~16:00 保育短時間（最大 8 時間）	16:00 ～ 18:00 延長保育 (有料)	18:00 ～ 19:00 延長保育 (有料)
-----------------------	------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

※各施設の延長保育時間及び料金については、各施設で異なります。詳細は各施設に確認してください。

※保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合、保育時間は短い方に合わせます。

（例）父：保育標準時間の勤務（フルタイム等）、母：保育短時間の勤務（パートタイム等）の場合、保育短時間となります。

令和 8 年 4 月入所を希望される場合

【申し込みから入所までの流れ】

申込書類配布

- ・ 9月16日（火）から子育て支援課で配布します。

申し込み 受け付け

- ・ 必要な書類を揃え、10月1日（水）から10月24日（金）まで子育て支援課に提出してください。申し込みができるのは、4月1日入所時点で、満6ヶ月以上のお子さんが対象です。
- ・ 就労証明書などの書類は発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備ください。

認定審査・入所 判定・選考

- ・ 第1希望の施設で期間内に面談を受けてください。（別添のチラシをご覧ください。）
- ・ 選考は、先着順ではありません。書類審査や面談により、家庭状況等を点数化します。保護者の希望、施設の状況等により点数の高いお子さんから町が利用施設の調整します。

入所の決定

- ・ 入所承諾書及び支給認定書を子育て支援課から送付します。（4月入所の場合は1月下旬から2月上旬予定）
- ・ 事情により入所できなくなった場合には、すみやかに子育て支援課にご連絡ください。
- ・ 入所説明については、入所決定施設から連絡があります。

保育料の決定

- ・ 保育料の決定通知書を子育て支援課から送付します。（4月中旬頃）

年度途中での入所希望される場合

- ・令和 8 年 5 月 1 日以降の入所希望の受け付けは、利用希望の 3 ヶ月前からとなり、選考は先着順ではありません。
- ・年度途中からの利用申し込み分については、毎月 1 回（1 日）を入所調整日とします。調整日の前日までに子育て支援課で受理した申し込みを対象とします。

（例）

5 月 1 日入所希望 → 2 月 1 日～2 月 27 日申し込み受け付け → 3 月 1 日入所調整

9 月 1 日入所希望 → 6 月 1 日～6 月 30 日申し込み受け付け → 7 月 1 日入所調整

※調整日が閉庁日の場合は、翌開庁日に選考を行います。

【重 要】

- ・勤務状況の変更や、提出書類の内容（住所・入所希望施設・家族構成などの家庭状況等）に変更があった場合は、入所施設へ必ずご連絡ください。就労証明書や変更届の提出が必要になります。
- ・入所内定後、保育を必要とする事由がないにもかかわらず入所していたことが判明した場合は、退所となりますのでご注意ください。

【保育施設一覧】

施設名		所在地	電話番号
私立	涌谷保育園（6 ヶ月児～5 歳児）	涌谷町字立町 18-8	0229-42-2333
	涌谷修紅幼稚舎（6 ヶ月児～5 歳児）	涌谷町字追廻町 17	0229-43-5155
私立	幼保連携型認定こども園 こどもの丘 （保育所部 6 ヶ月児～5 歳児）	涌谷町涌谷字中江南 222	0229-87-8401
町立	さくらんぼこども園 （保育所部 6 ヶ月児～2 歳児）	涌谷町上郡字永根 1-2	0229-43-6681

幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園部は利用できる家庭に制限はありませんが、保育園部の利用は保育所と同様に家庭保育ができない場合のみ利用できます。

【幼児教育・保育無償化制度について(3～5歳児クラス)】

幼児教育・保育の無償化が実施されているため、公立、私立とも3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの保育料は無償となります。

ただし、副食費・延長保育料・行事費・その他保育所で実費徴収している経費は、無償化対象外です。各施設へお支払いください。

【保育料について(0歳児クラスから2歳児クラス)】

保育施設に入所後は、毎月保育料を納入していただきます。この保育料は保育施設での運営の費用の一部に充てられるもので、入所児童の父母および同居（住民票上の世帯分離者含む）の祖父母等（家計の主宰者である場合）の前年分の所得に対する市町村民税額により決定されます。また、離婚調停中で別居している配偶者も算定対象となります。

※年度途中で誕生日を迎え3歳となるお子さんは2歳児クラス在籍となるため、幼児教育・保育無償化制度の対象外となります。

【保育料の納付方法】

（１）口座振替について

- ・毎月末日（12月、3月は25日）に、その月の保育料が口座から振り替えます。ただし、土日祝日の場合は、翌営業日になります。（口座振替は、毎月1回当月分のみとなります。）
- ・口座振替をご希望の場合は、金融機関で手続きを行ってください。
- ・すでに口座振替の申し込みをしている世帯は、年度が変わっても同じ口座から振替となります。

（２）納入通知書による納入

- ・4月～8月分を4月に、9月～3月分を9月にお渡ししますので、役場会計課、金融機関、コンビニエンスストアで納入してください。

（３）その他

- ・認定こども園は、直接施設に納入してください。

【保育料の滞納について】

保育施設を運営するための経費の一部として、保護者の皆様の所得状況に応じて公平に負担していただいております。そのため、事業を考慮できる正当な理由がなく保育所利用料を滞納した場合には、児童福祉法第56条第5項の規定により、滞納処分（差し押さえ）の対象となります。

また、児童手当法第22条第1項の規定に基づき、相当の理由がなく、2ヶ月以上未納が続いた場合は、児童手当から特別徴収する場合があります。

◆納入期限の納付が困難な場合は、子育て支援課子育て支援班までご相談ください◆



